

令和 8 年 6 月 1 日  
株式会社ホテル銀水荘

## 従業員体調不良時の対応について（両店共通）

- ①当社で就業をする従業員は、各自体温計を所持すること。
- ②体調不良が疑われる場合は、会社に報告して指示を仰ぐこと。  
（現場担当者および社内の連絡先は赴任当日に資料で共有）
- ③検温を行い 37.5℃以上の発熱がある場合は出勤停止および病院を受診の上、診察結果を会社へ報告すること。（病院までの移動等は従業員各自で移動手段を手配すること、従業員同士の送迎は二次感染拡大防止の観点から厳禁）  
※感染症等の場合は診断書の提出を求める場合あり。
- ④発熱中の館内共用スペース（従業員食堂・館内大浴場・従業員用休憩室等）の利用は二次感染拡大防止の観点から禁止とする。
- ⑤療養中の経過観察について最低 1 日 1 回は会社へ報告すること。

以上